

福祉の職場

Workplaces of Welfare



「福祉の仕事」は、福祉施設・事業所に所属して行うことになり、県内には数多くの高齢者・障がい者・児童にかかわる福祉施設・事業所があります。

それぞれの役割に応じて、福祉サービスの内容は異なりますので、その中から代表的なサービスを紹介します。

- 高齢者にかかわる施設・サービス
- 障がい者にかかわるサービス
- 児童・障がい児にかかわるサービス
- その他の施設

高齢者にかかわる施設・サービス

●特別養護老人ホーム

身体上又は精神上著しい障がい(寝たきりや認知症等)があるため、居宅において適切な介護を受けることが困難な要介護者の入所施設です。

●介護老人保健施設

病状の安定期にあって、入院治療する必要はないが、リハビリテーション、看護、介護を中心とした医療ケアを必要とする要介護者に対して、その自立を支援し、家庭への復帰をめざす入所施設です。

●介護医療院

平成30年4月より創設されることとなった「介護医療院」は、長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。

●軽費老人ホーム(ケアハウス)

家庭環境、住宅事情等の理由により居宅で生活することが困難な低所得の60歳以上の方に、低額な料金で食事の提供、入浴の準備等の日常生活上のお手伝いのほか、介護が必要なときは外部の介護サービスか、自施設の「特定施設入居者生活介護」を利用します。

●養護老人ホーム

65歳以上の方で、環境上の理由、経済的な理由等により居宅での生活が困難な人が市町村の措置手続きを経て入所する施設です。

●有料老人ホーム

入居する高齢者に①介護の提供、②食事の提供、③洗濯・掃除等の家事、④健康管理のいずれかのサービスを提供しているもののうち、老人福祉施設やグループホーム等でないものをいいます。サービス別で介護付、住宅型、健康型の3つに分けられ、指定を受ければ、特定施設入居者生活介護を提供することが可能です。

●サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)

“高齢者住まい法”に基づく高齢の単身者や夫婦世帯向けの登録制の賃貸住宅です。職員が常駐し、入居者の安否確認と生活相談サービスを受けることができます。介護サービスが必要な時は別途利用契約が必要です。

●グループホーム(認知症対応型共同生活介護事業所)

認知症の高齢者等が、一般住宅などで家庭的な共同生活を送る中、日常のお世話や機能回復を図り、自立した生活を営むことができるようにする施設です。

●小規模多機能型居宅介護事業所

在宅の要介護者・要支援者に対し、通所を中心として、希望に応じて訪問や泊まりを組み合わせるサービスを提供します。

●老人デイサービスセンター(通所介護事業所)

在宅の要介護者・要支援者に対し、通所の方法で入浴サービス、給食サービス、生活指導、日常動作訓練、休養、送迎サービス等の各種のサービスを提供します。

●ホームヘルプ事業所(訪問介護事業所)

在宅で介護を受ける要介護者について、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上のサービスを提供します。

●訪問入浴サービス

要介護者の家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴サービスを行います。

●訪問看護サービス

看護師が治療の必要な要介護者の家庭を訪問し、療養上の世話又は必要な診療補助を行います。

●居宅介護支援事業

要介護者の心身の状況、意向等を踏まえ、福祉サービス、医療サービスの利用等に関し、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関との連絡調整などを行います。

●地域包括支援センター

総合相談支援、虐待の早期発見・防止などの権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの4つの機能を担います。

障がい者にかかわるサービス

●居宅介護(ホームヘルプ) 訪問系

障がい者または障がい児を対象に、自宅で入浴・排せつまたは食事の介護などを行います。

●重度訪問介護 訪問系

重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする方を対象に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護や外出時の移動支援などを総合的にを行います。

●同行援護・行動援護 訪問系

知的または精神障がい者を対象に、その障がいによって行動に困難を伴う方が、行動をする際の危険等を回避する為に必要な援護、外出時の移動支援などを行います。

●重度障害者等包括支援 訪問系

常に介護を必要とする極めて重度の障がい者を対象に、居宅介護などの複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

●短期入所(ショートステイ) 居住系

障がい者または障がい児を対象に、自宅で介護する方が、病気やその他の理由で、介護が困難となった場合に、障がい者支援施設に短期間入所していただき入浴・排せつ・食事の介護等の支援を行います。

●療養介護 居住系

医療が必要な方で、常に介護を必要とする方を対象に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下で介護や日常生活上の支援を行います。

●生活介護 日中活動系

常時介護を必要とする障がい者を対象に、主に昼間に障がい者支援施設等で、入浴・排せつ・食事の介護や創作的活動、生産的活動の機会を提供します。

●施設入所支援 居住系

障がい者を対象に、主に夜間に、施設に入所している方に、入浴・排せつ・食事の介護などの支援を行います。

●自立訓練(機能訓練・生活訓練) 日中活動系

障がい者を対象に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

●就労移行支援 日中活動系

就労を希望する障がい者を対象に一定期間、生産活動やその他の活動を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

●就労継続支援(A型=雇用型、B型=非雇用型) 日中活動系

一般企業等に雇用されることが困難な障がい者を対象に、就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。



●就労定着支援 日中活動系

就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がい者の就労継続を図るため、就労先等各関係機関との連絡調整、相談、指導や助言等の支援を行います。

●共同生活援助(グループホーム) 居住系

夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

●自立生活援助 居住系

施設入所支援や共同生活援助を利用していた障がい者を対象に、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

●相談支援事業

障がいのある方、その保護者、介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う他、サービスの利用援助、事業者等との連絡調整などを行います。

地域の実情に応じて実施されるサービス

●移動支援事業

障がい者等が円滑に外出することができるよう、障がい者等の移動を支援します。

●地域活動支援センター

障がい者を対象に、創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流促進などの支援を行います。

等

児童・障がい児にかかわるサービス

●乳児院

さまざまな事情により、家庭で養育できない乳幼児を受け入れ、養育する施設です。

●母子生活支援施設

母子世帯を保護することを目的とする施設で、離別や死別等により経済的あるいは養育能力等においてその力が不足している女子と、その方が養育すべき児童を受け入れ、保護し、職業相談や生活指導・学習指導を行う施設です。

●児童養護施設

乳児を除く保護者のいない児童、虐待されている児童、その他家庭環境に恵まれていない児童を受け入れ、養護する施設です。

●児童発達支援

児童発達支援センター等において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練等を行います。

●放課後等デイサービス

学校に就学している児童に対し、放課後又は休日に施設等で生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流等の支援を行います。

●医療型児童発達支援

肢体不自由児に対し、児童発達支援や治療を行います。

●保育所等訪問支援

保育所等を訪問し障がい児に対して、障がい児以外との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

●居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい児に対し、居宅を訪問して児童発達支援を行います。

●福祉型障害児入所施設

知的障がい児等を入所させ、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の習得に向けた支援を行う施設です。

●医療型障害児入所施設

肢体不自由児や重症心身障害児等を入所させ、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の習得に向けた支援や治療を行う施設です。

●児童心理治療施設

軽度の情緒障がいをもつ児童を短期入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障がいを治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設です。

●児童自立支援施設

不良行為をしたり、または今後するおそれのある児童を入所させ、自立を支援する施設です。

●保育所

保護者が労働または疾病などの理由で、その保護すべき児童を日々保育できない場合に、保護者の委託を受けて児童を保育します。

その他の施設

●婦人保護施設

社会的・経済的に支援を必要とする女子等が入所し、必要な生活指導や職業訓練等を行う施設です。

●救護施設

身体上または精神上、著しい障がいがあるために独立して日常生活をすることが困難な要保護者を收容し、生活補助を行う施設です。

●社会福祉協議会

地域福祉活動の中核となる民間団体で、社会福祉に関する調査・研究、住民に対する福祉意識の啓発、在宅福祉サービスの企画立案や実践、NPOへの支援など、さまざまな福祉活動をサポートしています。

